

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

[記載要領]

この記載要領は平成26年4月時点の特定個人情報保護評価指針(以下「指針」という。)に沿ったものです。今後、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)により改訂される可能性があることにご留意ください。

評価書番号	評価書名	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書番号は、特定個人情報保護評価計画管理書(以下「計画管理書」という。)の「評価書番号」欄に記載する番号と同じものを記載してください。 ・評価書名には、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)の対象の事務の内容が分かる名称を記載してください。事務やシステムの名称をそのまま用いる必要はなく、実態に応じて、評価書の内容を推察できる名称としてください。 ・評価対象の事務の実施をやめるなどした場合は、評価書名に続けて事務の実施をやめるなどした日を【〇年〇月〇日 終了】と記載してください。事務の実施をやめるなどした日から少なくとも3年間は評価書を公表しておくことが必要です。
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		
特記事項		<p>評価の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言してください。</p>
評価実施機関名		<p>評価対象の事務において評価実施機関が実施しているリスク対策のうち、特記して一般に向けて積極的に情報提供したいものがある場合は、記載してください。特記すべきものがなければ、「なし」又は無記入で構いません。</p> <p>・評価書を提出する評価実施機関の名称を記載してください(例:〇〇大臣、〇〇庁長官、〇〇県知事、〇〇市長、〇〇市教育委員会、独立行政法人〇〇 等)。</p> <p>・評価実施機関(評価対象の事務について評価の実施が義務付けられる者)が複数存在する場合は、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出するとともに、「I 6. 他の評価実施機関」に取りまとめ以外の全ての評価実施機関の名称を記載してください。</p>
公表日		<p>・評価の実施・再実施又は評価書の修正に伴い評価書を公表する日を記載してください。</p> <p>・評価書の記載内容は、原則として、公表日時点のものとしてください(「II 1. 対象人数」及び「II 2. 取扱者数」を除く)。事前評価という評価の性質上、公表日時点での想定に基づいて記載することになります。</p>

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		評価対象の事務の名称を記載してください。計画管理書の「事務の名称」欄に記載する名称と同じものを記載してください。
①事務の名称		評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容を記載してください。
②事務の概要		評価対象の事務において使用するシステムの名称を記載してください。計画管理書の「システムの名称」欄に記載する名称と同じものを記載してください。
③システムの名称		
2. 特定個人情報ファイル名		
3. 個人番号の利用		<ul style="list-style-type: none"> 評価対象の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称を記載してください。正式な名称がない場合は、主な記録項目、事務を実施する上での使用目的等に基づく名称を作成し、記載してください。データベース名などでも構いませんが、特定個人情報ファイルの内容を推察できる名称としてください。 複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、全ての特定個人情報ファイルの名称を記載してください。
法令上の根拠		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		<p>評価対象の事務において個人番号を利用する法令上の根拠を記載してください。番号法別表第一の事務については、別表第一の項の番号、主務省令の名称及び条項を記載してください(主務省令が制定されるまでの間に評価を実施する場合は、別表第一の項の番号のみで結構です。主務省令が定められた後に評価書を修正し、再提出するよう努めてください。)。別表第一以外の番号法の規定、住民基本台帳法第7条等の番号法以外の国の法令の規定又は番号法第9条第2項に基づく条例の規定を根拠とする場合は、法令名及び条項を記載してください。評価実施時に条例が制定されていない場合には、「〇〇に関する条例案」等と記載しても構いません。条例制定後、必要に応じて、評価書の修正又は評価の再実施を行ってください。</p>
①実施の有無	[]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
5. 評価実施機関における担当部署		<ul style="list-style-type: none"> 情報提供ネットワークシステムによる情報連携を実施するか否かを選択してください。主務省令が制定されていない等の理由により、評価実施時点で情報連携を実施するか否かを決定できない場合は、「未定」を選択し、決定した後に評価書を修正し、再提出するよう努めてください。 法令上の根拠には、情報提供ネットワークシステムによる情報連携ができる根拠規定を記載してください。根拠規定の記載について、番号法第19条第7号に基づく情報連携を行う場合は、別表第二の項の番号、主務省令の名称及び条項を記載してください(主務省令が制定されるまでの間に評価を実施する場合は、別表第二の項の番号のみで結構です。主務省令が定められた後に評価書を修正し、再提出するよう努めてください。)。条例に基づく独自事務について情報連携を行う場合は、番号法第19条第14号及び後日公布される委員会規則の該当条項を記載してください。※情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供ができる根拠規定及び照会ができる根拠規定を区別して記載してください。
①部署		
②所属長		
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		<ul style="list-style-type: none"> 評価の実施を担当する部署の名称及び所属長の氏名を記載してください。部署については、計画管理書の「担当部署」欄に記載する部署名と同じものを記載してください。 (計画管理書の表紙に記載した)評価実施機関において実施する評価に関連する全ての事務の取りまとめを担当する部署ではなく、評価対象の事務に知見を有し、実際に評価を実施する部署です。複数の部署が共同で評価を実施する場合は、複数の部署の名称、所属長名を記載してください。
請求先		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		<p>評価実施機関(評価対象の事務について評価の実施が義務付けられる者)が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関の名称を記載してください。</p> <p>特定個人情報に関する開示・訂正・利用停止請求を受理する部署の名称、住所、電話番号等を記載してください。</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いに関して問合せをする際の連絡先の部署の名称、住所、電話番号等を記載してください。</p>
連絡先		

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か [いつ時点の計数か]	[<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上]
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か [いつ時点の計数か]	[<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満]
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし]

評価対象の事務の対象人数を選択してください。また、対象人数がいつ時点の計数か記載してください。
ただし、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務について、任意で評価を行う場合、対象人数が1,000人以上であっても、「1,000人未満(任意実施)」を選択してください。

評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う評価実施機関の従業者及び委託先の従業者の人数の総数を選択してください。また、取扱者数がいつの時点の計数か記載してください。

・過去1年以内に、評価実施機関において(事務においてではないことにご注意ください。)、特定個人情報に関する重大事故が発生したかどうかを選択してください。1年以上前に発生した重大事故であっても、過去1年内に評価実施機関がその発生を知った場合は、発生したことになります。
・ここでいう重大事故とは、評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う特定個人情報を漏えい、滅失又は毀損した場合であって、故意による又は特定個人情報の本人(評価実施機関の従業者を除く。)の数が101人以上のものをいいます。ただし、配送事故等のうち評価実施機関の責めに帰さない事由によるものは除きます。

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

上記 II 1. から3. までを選択すると、指針第5の2に定めるしきい値判断に当てはめた結果が、自動表示されます。
結果は下のいずれかとなりますが、いずれの場合も、しきい値判断で実施が義務付けられていない評価を追加的に任意で実施することができます。

- 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる
- 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる
- 基礎項目評価の実施が義務付けられる
- 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

变更箇所

評価の再実施又は評価書の修正に伴い、評価書の記載を変更し、提出・公表する際に記載してください(特定個人情報ファイルの新規保有時に提出・公表する評価書では記載しません。)。